

ご契約健診機関の皆様

2020 年 4 月吉日
株式会社イーウェル

緊急事態宣言に伴う健康診断についてお願い

平素は、健康支援サービスのご支援をいただき誠にありがとうございます。

2020 年 4 月 17 日付で厚生労働省より、特定健康診査等については、少なくとも緊急事態宣言の期間においては、その実施を控えるよう通知がなされました。

つきましては、緊急事態宣言の期間中は健康診断の予約受付・実施についてご配慮いただきますようお願い申し上げます。

- ・ 緊急事態宣言期間（2020 年 4 月 21 日現在）

2020 年 5 月 6 日まで

※緊急事態措置の必要性に応じて、緊急事態宣言期間は随時変更される場合がございます。

- ・ ご協力をお願い

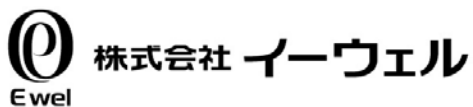
緊急事態宣言期間中における健康診断の実施は、お控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、緊急事態宣言期間中に、健康診断を実施される場合は、感染拡大防止を第一にご配慮いただいた上で健康診断の実施をお願いいたします。

健診機関の皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上

《お問合せ先》



株式会社 イーウェル

株式会社イーウェル

健康サポートセンター ネットワークチーム

TEL:0570-057094 FAX:0852-60-0526

E-mail : KENKO_nw@ewel.co.jp